

令和4年度指導監査の 主な指摘事項



練馬区福祉部指導検査担当課
社会福祉法人係

※ご説明する内容は練馬区の例となります。詳細については、
所轄庁へお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

説明内容

1 指導監査の主な指摘事項【運営・管理】

2 指導監査の主な指摘事項【会計】

1 指導監査の主な指摘事項【運営・管理】

理事会の審議状況

※指導監査ガイドライン I-6(1)2

＜指摘基準＞

理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。

注意 特別な利害関係の有無の確認
⇒ 決議省略の理事会でも確認！



理事会の決議を要する事項

- ① 評議員会の日時および場所ならびに議題・議案の決定 ⇒ 決議漏れが多い！
- ② 理事長および業務執行理事の選定および解職
- ③ 理事長および業務執行理事の業務分担
- ④ 重要な役割を担う職員の選任および解任 ⇒ 例) 施設長、管理職員等
- ⑤ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- ⑥ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ⑦ 競業および利益相反取引の承認 ⇒ 例) 理事と法人との取引
- ⑧ 事業計画書および収支予算書の承認
- ⑨ 計算書類および事業報告等の承認
- ⑩ 経理規程の制定および改廃
- ⑪ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ⑫ 役員、会計監査人に対する補償契約および役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定 ⇒ 決議漏れに注意！
- ⑬ 重要な財産の処分および譲受け
- ⑭ 多額の借財
- ⑮ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

役員および評議員の報酬等の支給

※指導監査ガイドライン I-8(3)1

＜指摘基準＞

**支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に
根拠がない。**

- 理事、監事および評議員の報酬等の支給基準
⇒ 評議員会の承認
- 理事および監事のそれぞれの報酬等の額
⇒ 定款または評議員会の決議
- 評議員の報酬等の額
⇒ 定款に規定

注意

「報酬等の支給基準」と
「理事、監事および評議員
それぞれの報酬等の額」は
整合しているか？



＜指摘基準＞

**社会福祉事業の収入を認められない使途に
充てている。**

● 法人本部への繰入れ等

通知の定めにより、法人本部への繰入れや、他の社会福祉事業または公益事業への充当が一定の範囲で認められている。



各福祉サービスに関する収入の取扱い（通知）

措置施設 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

（平成16年 3 月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）

保 育 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

（平成27年 9 月 3 日内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

介 護 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」

（平成12年 3 月10日厚生省老人保健福祉局長通知）

障 害 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」

（平成18年10月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

障 害 自立支援給付費の資金の繰入れ・繰替使用（指定障害者支援施設等）

● 資金の繰入れ

- ・事業活動資金収支差額に資金残高が生じる。

かつ

- ・当期資金収支差額合計に資金不足が生じない。

⇒ 他の社会福祉事業または公益事業へ資金繰入れ可

※指定障害者支援施設等への繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内で可

● 資金の繰替使用

当該年度内に補てん

⇒ 他の社会福祉事業または公益事業もしくは収益事業へ一時繰替使用可

使途制限に注意！



参考 欠格事由（参考：社会福祉法第40条第1項）

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2

指導監査の主な指摘事項【会計】

経理規程

※指導監査ガイドラインⅢ-3(2)1

＜指摘基準＞

**経理規程およびその細則等に定めるところにより
事務処理が行われていない。**

経理規程の 内容確認！ 規定遵守！



● 小口現金（モデル経理規程第28条）

小口の支払い … 「定額資金前渡制度」 「随時補給制度」

小口現金の限度額 … ○○区分ごとに○万円

● 現金残高の確認（モデル経理規程第30条）

第30条 出納職員は、現金について、**毎日の現金出納終了後**、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。

⇒ **入出金のあった日の現金出納終了後**

● 注記事項（モデル経理規程第62条）

(15) **合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け**

経理規程にも
忘れず規定！



会計処理の基本的取扱い

※指導監査ガイドラインⅢ-3(3)2

＜指摘基準＞

会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている。

- 共通経費 ⇒ 配分方法を記録
- 事業区分間および拠点区分間の内部取引 ⇒ 相殺消去
- 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金または支払の期限が到来する債権債務
⇒ 流動資産または流動負債に計上

計算書類（貸借対照表）

※指導監査ガイドラインⅢ-3(3)3

＜指摘基準＞

積立ての目的を示す名称を付していない。

「その他の積立金」

- 積立の目的を示す名称を付す。
- 同額の積立資産を積み立てる。

（貸借対照表）

その他の固定資産		その他の積立金	
人件費積立資産	〇〇〇	人件費積立金	〇〇〇
修繕積立資産	×××	修繕積立金	×××

＜指摘基準＞

把握された注記すべき事項が注記されていない。

計算書類に対する注記 (法人全体用) ... 2. 重要な会計方針 ... (2)固定資産の減価償却の方法 ... 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 ... (5)各拠点区分におけるサービス区分の内容 ...	・建物並びに器具及び備品－〇〇法 ・リース資産－〇〇法 ・〇〇拠点（△△事業） 「×××（サービス区分名）」 15. 合併及び事業の譲渡 若しくは事業の譲受け ...
--	--

附属明細書

※指導監査ガイドラインⅢ-3(5)2

<指摘基準>

附属明細書が様式に従っていない。

退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる旨を記載

別紙3(⑫)

社会福祉法人名
拠点区分

積立金・積立資産明細書

(自)令和〇年〇月〇日 (至)令和〇年〇月〇日

(単位：円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
〇〇積立金					
計					

(単位：円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付引当資産					
〇〇積立資産					
計					

・不足している附属明細書はないか？

・計算書類と整合しているか？

参考 随意契約

● 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合

● 3社以上の業者から見積徴取

予定価格が右表の額を超えない場合は、2社以上の業者から見積徴取

契約の種類	金額
工事または製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
上記に掲げるもの以外	100万円

● 契約金額の見直し

【参考】

- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」
(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) 別紙 指導監査ガイドライン
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- 平成29年版 社会福祉法人モデル経理規程（全国社会福祉法人経営者協議会）
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省社会・援護局長等通知)
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
(平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)
- 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)

ご視聴いただき、ありがとうございました。

【住 所】〒176-8501 練馬区豊玉北 6 -12- 1

練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

【電 話】5984－1318 （直通）

【メール】TIIKIFUKUSHI11@city.nerima.tokyo.jp